

「適正なガス取引についての指針」の改定にかかる パブリックコメントについて

（趣旨）

「適正なガス取引についての指針」の改定にかかるパブリックコメントを実施することについて御審議いただく。

主なポイント

「適正なガス取引についての指針」は、ガス事業法上の業務改善命令等の発動基準及び独占禁止法上問題となる行為を明らかにすること、ガス事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正なガス取引の在り方を示すことを目的として平成 12 年 3 月に制定された。また、直近の平成 29 年 4 月には、ガスシステム改革を踏まえた改定が行われ、新しいガス市場における適正なガス取引の在り方が示されたところ。

今般、平成 29 年 4 月に整備された LNG 基地の第三者利用制度の利用促進に向けて行われた制度設計専門会合（平成 30 年 2 月 23 日、4 月 23 日、6 月 19 日、9 月 20 日及び 10 月 23 日開催）における審議を踏まえ、本指針の改定案を作成した。（新旧対照表については資料 3-2、改定案については資料 3-3、改定の論点については資料 3-4 を参照。）

本指針の改定案につき、広く国民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを行うことについて御審議いただきたい。（意見募集要綱は資料 3-5 を参照。）

なお、パブリックコメント終了後、速やかに経済産業大臣に対して建議する予定である。

＜参考＞「適正なガス取引についての指針」の改定案の主な内容について

1. LNG 基地の第三者利用に関する改定項目

① 製造設備の余力見通しの適切な開示の在り方

LNG 基地利用に係る透明性を高め、基地利用希望者がアクセスしやすい環境を整備する観点から、当面の基地利用希望者のニーズを踏まえ、「ガス発生設備におけるガスの製造の余力の見通し及び LNG タンクにおける LNG 貯蔵の余力の見通しの公表において、製造等委託者¹が利用可能となる量を定量的に示すこと。」を望ましい行為としてガイドラインに明記することとする。

② ルームシェア方式における適切な課金標準の在り方

「ルームシェア方式での貯蔵料金の算定において、平均貯蔵量その他のタン

¹ ガス受託製造の役務の提供を受ける他の者（当該役務の提供を受けようとする他の者を含む。）を指す。

クの占有状況を適切に反映する課金標準、払出量その他の競争促進に資する課金標準又はこれらの課金標準の組合せを用いること。」を望ましい行為としてガイドラインに明記することとする。

③ 貯蔵料金の算定に係る配船調整の考え方

「配船調整又はLNGの貸借によって生じた貯蔵量の減少分を貯蔵料金に反映させることで、第三者ごとの最適配船タイミングで配船を行う場合に比して料金を低く設定すること」を望ましい行為として、「配船調整又はLNGの貸借によって生じた貯蔵量の増加分を貯蔵料金に反映させることで、第三者ごとの最適配船タイミングで配船を行う場合に比して料金を高く設定すること」を問題となる行為として、それぞれガイドラインに明記することとする。

④ 基地利用料金の適切な情報開示の在り方

基地利用希望者の事業予見性を確保する観点から、「ガス製造事業者が、製造等委託者との守秘義務契約締結後速やかに基地利用料金の目安を、当該製造等委託者が申し込んだ基地利用検討の結果回答時に基地利用料金の概算額を当該製造等委託者へ通知すること。」を望ましい行為としてガイドラインに明記することとする。

⑤ あっせん・仲裁の利用促進について

LNG基地の第三者利用に関する契約の締結に関し紛争が生じた場合に、当該紛争に関するあっせん・仲裁の積極的な利用を促進するため、あっせん・仲裁の利用が可能である旨ガイドラインに明記することとする。

2. その他の改定項目

① 平仄の関係での所要の修正

その他、平仄の関係での所要の修正を行う。